



JASDAQ

2021年12月23日

各 位

会社名 株式会社カンセキ
代表者名 代表取締役社長 大田垣 一郎
(コード番号：9903 東証 JASDAQ)
問合せ先 執行役員総務部長 野尻 昌彦
(電話 028-659-3111)

再発防止策等に関するお知らせ

当社は、2021年11月9日付「第三者委員会の調査報告書受領等に関するお知らせ」において公表しました第三者委員会の調査報告書における再発防止策の提言を真摯に受け止め、具体的な再発防止策の策定について検討いたしました結果、本日開催の取締役会において、下記のとおり再発防止策について、決議いたしましたのでお知らせいたします。

今後、速やかに再発防止策を実行し、皆様からの信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 再発防止策の策定方針

当社は第三者委員会の調査報告書において、本件当社元会長による不正行為の発生要因として①「元会長の属人的要因」②「正確な会計情報開示の重要性に対する経理担当役職者の意識の欠如」③「創業家を聖域化させたこと」④「人員配置の硬直化」⑤「監査体制の不備」⑥「風通しの悪い組織風土」があったとの指摘を受けております。当社は上記第三者委員会の発生原因分析及び提言を踏まえて、以下の再発防止策を講じます。

2. 再発防止策の内容

(1) ガバナンス体制の強化

①取締役会の監督機能強化

- ・総務人事部が所管部署となり、期末である来年2月末までに業務運営に関する事項など取締役会への付議項目の一部を見直し、その権限を経営会議や代表取締役社長に委譲し取締役会における個別の業務執行決定機能の負荷を低減し、時間を確保することで監督機能の強化を図る。

②任意の指名・報酬委員会の機能強化

- ・総務人事部が所管となり、期末である来年2月末までに取締役の選任基準を策定し、公正性・客観性・透明性を確保することで機能強化を図る。

③各種規則・規程の改訂

- ・総務人事部、内部統制監査室及び経理部が所管部署となり、期末である来年2月末までにコンプライアンス規程における教育や周知に関する項目の追加や、経理規程における金銭出納取扱細則の改訂や項目追加などにより牽制機能強化を図る。

(2) 組織風土改革

①資本政策や営業戦略上の重要事項案件に対する聖域化防止策の実行

- ・大株主の対応については、主管部署である総務人事部が対応窓口となり、年二回の定例ミーティングの開催など組織的な対応をとる。
- ・営業上の秘密を含む重要事項案件であっても、漏洩リスク回避に向けた情報管理の徹底を図りながら複数の担当者に関与させる。例えば、営業戦略上重要な新規出店検討などにおいて、開発部門、経営企画部門、事業部門担当者などにより多角的な評価・分析をした上で検討し、計画立案することで透明性を図る。

②異なる部門間の人事ローテーション・相互牽制が働く人員配置の実施

- ・人材育成及び不正防止の観点から、特定の役職員が長期に渡り同じ部門に留まらない3年程度での人事ローテーションの実施や同一業務の担当者を複数名にすることで牽制機能の強化を図る。

③社内コミュニケーションの促進

- ・率直にモノが言える職場環境の整備を目指し、従来の評価面談のほか、半期に一度程度キャリアや公私を含めた不安・悩みを解消する場として、上長との1 on 1ミーティングを実施する制度を来期上期中に構築することを目指す。また、役職者へのコミュニケーションスキル(報告・連絡・相談の正しいあり方等)向上研修を年一回実施するなどして、従業員との距離を縮め風通しの良い組織風土を醸成する。

(3) 内部統制システムの強化

①内部監査体制の見直し

- ・内部統制監査室の人員を1名増員することで内部監査体制の強化を図り、内部監査における重点監査項目である現金及び個人情報管理業務及びその統制について網羅する。

②会計処理に対する統制活動の強化

- ・従前の支払依頼書や仮払申請書等の書類を利用して申請から承認までを記録し、経理伝票と共に保管していた運用を廃止し、それらの申請から承認までを一貫して会計ソフト上で行うことにより、効率的かつ効果的な内部統制の実施に役立てる。また、金融機関口座の入出金履歴と会計仕訳の整合性の確認を月次で会計担当マネージャー及び経理部長が行う。

③監査等委員会と内部統制監査室の連携強化

- ・内部統制監査室長が監査等委員会に出席し監査状況報告をするなど、監査等委員会と内部統制監査室との定期的な協議・情報共有の場を設け、効果的な監査に繋げるための連携強化を図る。

④ルールの明文化

- ・各部署の実務責任者で構成され、社内のコンプライアンス及びリスクに関する課題を共有し改善対策の立案推進を職務としているコンプライアンス実行委員会を通して、業務上の慣例や暗黙のルールを洗出し、明文化するなど整理する。

⑤現金管理方法の改善

- ・子会社を含め、小口現金管理やフローの見直しを図る。

具体的には、仮払金の上限を10万円に引下げるとともに経費の支払方法の見直しや営業上必要な現金支出の運用ルールを見直すことで、小口現金の最小化を図る。

子会社である株式会社バーンの現預金の管理においても、現金の持出し及び預金の引出し時には、複数人の承認者を設定し、銀行印の管理も親会社のカンセキ管理とすることで統制を強化する。また、仮払金の使途や規程に定められている精算期限が守られているかの確認を内部統制監査室が四半期毎に通常監査項目に加え実施する。

(4) 企業倫理・コンプライアンス意識の再徹底

①コンプライアンスが経営の基本であることの再認識

- ・経営トップをはじめ経営陣は自ら範を示し、経営の基本がコンプライアンスにあることを再認識し、倫理観及び規律心を醸成すべく、少なくとも半期に一度は従業員に対して継続的にメッセージを発信して行く。

②実効的なコンプライアンス教育の実施

- ・コンプライアンス実行委員会が所管し、役員を含む各階層に向けて、本案件を踏まえた実効性のあるコンプライアンス教育、研修を年一回以上実施することでコンプライアンス意識の向上を図る。

③内部通報制度の周知徹底と環境整備

- ・内部通報制度の周知ポスターの刷新及び各種会議の場や研修を通して、従業員への制度の周知徹底を図る。また、コンプライアンス実行委員会が主体となって従業員を対象とした年一回のアンケートを実施することで内部通報制度及び相談窓口に対する垣根を低くする。
- ・内部通報（ホットライン）規程により通報者の保護が明文化されていることの周知を図ることで、内部通報制度への安心感を醸成する。
- ・社内通報窓口に加え、経営から独立した社外の相談窓口を設置し、相談し易い環境整備を推進する。

以 上